

地方財政審議会付議（説明）案件

令和3年2月19日（金）

（案件名）

令和2年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課
課長補佐 西村 高則
（内23511）

令和2年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和2年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

6,086億円(11月～1月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)

・前年度2月期比 皆増

(参考) 地方法人特別譲与税 前年度2月期比 ▲2,165億円(▲26.2%)

・本年度譲与累計額 16,606億円

(参考) 地方法人特別譲与税 前年度比 ▲3,821億円(▲18.7%)

4 譲与日

令和3年2月26日(金)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
(参考) 令和元年度譲与実績 (地方特別法人事業税)	20,427億円
令和2年度地財計画	20,109億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 3 年 2 月 日

各 都 道 府 県 知 事 あて

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 3 年 2 月 2 6 日に別添の金額のとおり譲与します。

令和2年度2月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	28,224,189
青森	6,861,120
岩手	6,710,757
宮城	12,239,999
秋田	5,365,688
山形	5,894,181
福島	10,038,067
茨城	15,297,913
栃木	10,353,866
群馬	10,347,888
埼玉	38,108,919
千葉	32,634,414
東京都	12,933,807
神奈川県	47,861,899
新潟	12,084,580
富山	5,592,295
石川	6,052,128
福井	4,126,012
山梨	4,378,742
長野	11,007,056
岐阜	10,656,198
静岡県	19,406,036
愛知県	39,244,834
三重	9,523,199
滋賀	7,409,956
京都	13,689,846
大阪	46,358,087
兵庫県	29,026,940
奈良	7,155,076
和歌山	5,053,434
鳥取	3,007,378
島根	3,641,489
岡山	10,077,327
広島	14,915,142
山口	7,367,020
徳島	3,963,398
香川	5,119,955
愛媛	7,264,926
高知	3,819,401
福岡	26,754,817
佐賀	4,367,739
長崎	7,222,578
熊本	9,367,465
大分	6,116,792
宮崎	5,790,226
鹿児島	8,643,769
沖縄	7,518,254
合計	608,594,802

(参考) 令和2年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：1兆3,011億円

2月期譲与額（譲与制限後）：129億円（令和2年度累計 441億円）

2月期譲与制限額：518億円（令和2年度累計 1,324億円）

※ 譲与制限がない場合の年間譲与額 441+1,324=1,765億円

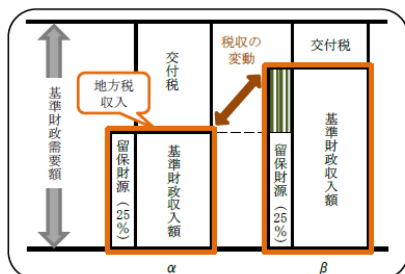
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>

